

平成27年第2回尾鷲市議会定例会会議録

平成27年6月1日（月曜日）

---

○議事日程（第1号）

平成27年6月1日（月）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 発議第 5号 尾鷲市おもてなし条例の制定について  
（提案説明、質疑、討論、採決）
- 日程追加 議長辞職の件
- 日程追加 選挙第 1号 議長選挙について
- 日程追加 副議長辞職の件
- 日程追加 選挙第 2号 副議長選挙について
- 日程追加 議案第39号 尾鷲市監査委員の選任について  
（提案説明、質疑、採決）
- 日程第 4 発議第 6号 議会運営委員の選任について
- 日程第 5 発議第 7号 常任委員の選任について
- 日程追加 選挙第 3号 紀北広域連合議会の議員の選挙について
- 日程追加 選挙第 4号 三重紀北消防組合議会の議員の選挙について
- 日程追加 選挙第 5号 東紀州農業共済事務組合議会の議員の選挙について
- 日程第 6 発議第 8号 尾鷲市農業委員会の委員の推薦について

○出席議員（13名）

- |                 |                  |
|-----------------|------------------|
| 1 番 真 井 紀 夫 議員  | 2 番 内 山 鉄 芳 議員   |
| 3 番 中 平 隆 夫 議員  | 4 番 田 中 勲 議員     |
| 5 番 小 川 公 明 議員  | 6 番 濱 中 佳 芳 子 議員 |
| 7 番 三 鬼 和 昭 議員  | 8 番 南 靖 久 議員     |
| 9 番 榎 本 隆 吉 議員  | 10 番 高 村 泰 徳 議員  |
| 11 番 奥 田 尚 佳 議員 | 12 番 三 鬼 孝 之 議員  |
| 13 番 村 田 幸 隆 議員 |                  |

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市長	岩田昭人君
副市長	林幸喜君
会計管理者兼出納室長	川口清君
市長公室長	北村琢磨君
総務課長	下村新吾君
財政課長	宇利崇君
防災危機管理室長	大和勝浩君
税務課長	大川勝之君
市民サービス課長	濱田一志君
福祉保健課長	三鬼望君
環境課長	仲浩紀君
水産商工食のまち課長	野地敬史君
木のまち推進課長	内山真杉君
建設課長	更谷哲也君
水道部長	尾上廣宣君
尾鷲総合病院事務長	内山洋輔君
尾鷲総合病院総務課長兼医事課長	竹平專作君
教育委員長	上岡雄児君
教育長	二村直司君
教育委員会教育総務課長	佐野憲司君
教育委員会生涯学習課長	芝山有朋君
教育委員会学校教育担当調整監	山本樹君
監査委員	千種伯行君
監査委員事務局長	深瀬由佳子君

○議会事務局職員出席者

事務局長	内山雅善
事務局次長兼議事・調査係長	岩本功

議事・調査係書記

松 永 佳 久

〔開会 午前10時00分〕

議長（村田幸隆議員） おはようございます。

これより平成27年第2回尾鷲市議会定例会を開会いたします。

開会に当たり、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） おはようございます。

議員の皆様には、大変お忙しい中、平成27年第2回定例会に御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

本定例会には、「尾鷲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を初めとする議案2件と、「専決処分事項の承認について（尾鷲市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正）」を初めとする報告4件を提出させていただきました。何とぞよろしく御審議いただき、御承認を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（村田幸隆議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第1号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、お手元に配付の選挙及び発議につきましては、改選のため、議長名及び委員の氏名が明記されていないものがありますので、御了承いただきたいと思っております。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、12番、三鬼孝之議員、1番、真井紀夫議員を指名いたします。

次に、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、お手元に配付の会期日程表のとおり、本日から6月18日までの18日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村田幸隆議員) 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日から6月18日までの18日間と決定をいたしました。

次に、日程第3、発議第5号「尾鷲市おもてなし条例の制定について」を議題といたします。

事務局長をして、発議の朗読をさせます。

事務局長。

(事務局長 朗読)

議長(村田幸隆議員) ただいま議題の発議につきましては、提出者の提案理由を求めます。

7番、三鬼和昭議員。

7番(三鬼和昭議員) おはようございます。

それでは、発議第5号「尾鷲市おもてなし条例の制定について」につきまして、提出者を代表し提案理由の説明を申し上げます。

既に皆様のお手元に条例案がございますので、それと照らし合わせてお聞きいただけるとありがたいと思います。

近年、紀勢自動車道の延伸とともに、この地域を訪れる人が増加しています。訪れる人々をおもてなしの心を持って温かく迎え、何度も訪れたいまち、感動を与えられるまちにするためには、まず我々市民みずからがこの地域の資源を認識し、それを生かし、誇りを持って後世に伝承していくことが必要であります。これは、第6次尾鷲市総合計画に掲げる将来都市像「共に創り 未来につなぐ 誇れるまち おわせ」の取り組みや、おわせ人づくりの取り組みに通ずる重要な課題であり、このような尾鷲のまちづくりの取り組みこそがおもてなしの心を育む土台となり、尾鷲をより魅力あるまちにするものであります。

こうした考えのもと、昨年、市制60周年の節目に当たり、我々議員みずからこの趣旨を条例化すべく、我々総務産業常任委員会においておもてなし条例検討作業部会を立ち上げ、これまで検討を重ねてきた結果、本日この条例案を提出するに至りました。

この条例は、我々議会を含む市及び市民等の役割を明らかにすることにより、おもてなしの心を育む地域づくりを協力して推進し、もって、何度も訪れたいまち、末永く暮らしたくなる、活力に満ちた魅力ある尾鷲市の実現に寄与することを目的とするものであります。

なお、この条例は、拘束力や罰則等を設け、おもてなしを強制するものではありません。

具体的な取り組みにつきましては、条例制定後に本条例を理念とし、もちろん議会もではございますが、市と市民の皆様とともに行動計画等をつくっていただくと考えております。この点につきましては、執行部におかれましても御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

当然、議会においては関係施策に積極的に取り組み、議員においてもおもてなしの実践に努めることとともに、これらの施策の立案及び提言の能力の向上に努めなければならないと定めています。執行部におかれましては、本条例の趣旨を踏まえ、食のまちづくりを初めとするまちづくり施策、観光施策等において、今後、よりおもてなしの心を考慮した上で施策を講じられるよう要請するものであります。我々議員も含め市職員の挨拶、いわゆるおはようであるとかこんにちは等、小さなことから進めていただくと考えております。

最後に、議員各位におかれましては、何とぞこの条例の趣旨を御理解いただき、満場の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

よろしくお願いいたします。

議長（村田幸隆議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） 御異議なしと認めます。よって、直ちに採決を行います。

日程第3、発議第5号「尾鷲市おもてなし条例の制定について」、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（村田幸隆議員） 起立全員。

起立全員であります。よって、本件は、原案のとおり可決をされました。

ここで、副議長と交代をさせていただきます。

（議長、副議長の交代）

副議長（濱中佳芳子議員） これより私が会議を進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

ただいま村田幸隆議長から議長職の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(濱中佳芳子議員) 御異議なしと認めます。よって、この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、村田幸隆議長の退席を求めます。

(村田議長 退席)

副議長(濱中佳芳子議員) それでは、辞職願を朗読いたさせます。

事務局長。

(事務局長 朗読)

副議長(濱中佳芳子議員) 以上、朗読のとおりであります。

お諮りいたします。

村田幸隆議長の議長の辞職を許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(濱中佳芳子議員) 御異議なしと認めます。よって、村田幸隆議長の議長の辞職を許可することに決しました。

ここで村田幸隆議員の入場を求めます。

(村田議員 入場)

副議長(濱中佳芳子議員) ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、選挙第1号「議長選挙について」を日程に追加し、議長の選挙を行いたいと思います。これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(濱中佳芳子議員) 御異議なしと認めます。よって、選挙第1号を日程に追加し、議長の選挙を行います。

事務局長をして、お手元に配付の議案を朗読いたさせます。

事務局長。

(事務局長 朗読)

副議長(濱中佳芳子議員) それでは、これより議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

副議長(濱中佳芳子議員) ただいまの出席議員は13名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

(投票用紙配付)

副議長（濱中佳芳子議員） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

副議長（濱中佳芳子議員） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

(投票箱点検)

副議長（濱中佳芳子議員） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

また、選挙に際しましては、同姓の方がおられますので、その点に御留意の上、投票願います。

点呼を命じます。

事務局長。

(点呼・投票)

副議長（濱中佳芳子議員） 投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

副議長（濱中佳芳子議員） 投票漏れなしと認めます。よって、投票を終了いたします。

これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に4番、田中勲議員、3番、中平隆夫議員を指名いたします。よって、両議員の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

副議長（濱中佳芳子議員） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票。有効投票13票。無効投票ゼロ票であります。

有効投票のうち、村田幸隆議員13票。以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。したがって、村田幸隆議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)



副議長（濱中佳芳子議員） ただいま議長に当選されました村田幸隆議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

ここで、議長に当選されました村田幸隆議員から御挨拶があります。

13番、村田幸隆議員。

〔議長（村田幸隆議員）登壇〕

議長（村田幸隆議員） ただいまは、議員諸公の御推挙を受けまして再び議長の重責を担わせていただくことになりました。どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

議会の本分である議案審議と議決権については、是々非々を貫きながらも、二元代表制のもと、議会としても政策提言を行っていきます。現在の市は、立ちどまっておるわけにはいきません。尾鷲のまち再生のため、策を打っていきます。国が進める地方創生にいかにも尾鷲をのせていくのか、議論をしなければいけませんけれども、同時に行動を起こすべきであり、緒についたばかりでございませけれども、尾鷲三田火力をリプレース、継続をさせ、同時に、尾鷲港の港湾改修を再審させ、あわせて、市民病院の存続と現在市が進めようとしておる各事業を展開させ、今後、生き残っていくためのまちづくりのため、特別委員会を主に議論を重ね、議会独自の創作構想を確立いたし、商工会議所、漁業協同組合を初め市内各産業と共創をし、執行部との連携をとりながら行動を起こしていきます。そのため、私情を捨て議員諸公の調和を図り、生き残っていけるまちづくりのために身命を賭して1年間頑張っまいります。

議員諸公と執行部におかれましては、旧に倍する御指導と御協力をお願い申し上げます。議長就任の御挨拶とかえさせていただきます。

ありがとうございました。

（拍手）

副議長（濱中佳芳子議員） ありがとうございました。

それでは、村田幸隆議長、議長席にお着き願います。

（村田議長、議長席に着席）

議長（村田幸隆議員） これより私が会議を進行させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

ここで10分間休憩いたします。

〔休憩 午前10時26分〕

〔再開 午前10時36分〕

議長（村田幸隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま濱中佳芳子副議長から副議長職の辞任願が提出をされました。

お諮りをいたします。

この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） 御異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、ここで濱中佳芳子副議長の退席を求めます。

（濱中副議長 退席）

議長（村田幸隆議員） それでは、辞職願を朗読させます。

事務局長。

（事務局長 朗読）

議長（村田幸隆議員） 以上、朗読のとおりであります。

お諮りをいたします。

濱中佳芳子副議長の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） 御異議なしと認めます。よって、濱中佳芳子副議長の副議長の辞職を許可することに決しました。

ここで濱中佳芳子議員の入場を求めます。

（濱中議員 入場）

議長（村田幸隆議員） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りをいたします。

この際、選挙第2号「副議長選挙について」を日程に追加し、副議長の選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） 御異議なしと認めます。よって、選挙第2号を日程に追加し、副議長の選挙を行います。

事務局長をして、お手元に配付の議案を朗読させます。

事務局長。

（事務局長 朗読）

議長（村田幸隆議員） それでは、これより副議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（村田幸隆議員） ただいまの出席議員は13名であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

議長（村田幸隆議員） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

（投票箱点検）

議長（村田幸隆議員） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

また、選挙に際しましては、同姓の方がおられますので、その点に御留意の上、投票願います。

点呼を命じます。

事務局長。

（点呼・投票）

議長（村田幸隆議員） 投票漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） 投票漏れなしと認めます。よって、投票を終了いたします。

これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に2番、内山鉄芳議員、1番、真井紀夫議員を指名いたします。よって、両議員の立ち会いをお願いいたします。

（開 票）

議長（村田幸隆議員） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票。有効投票13票。無効投票ゼロ票でございます。

有効投票のうち、高村泰徳議員9票、田中勲議員4票。以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。したがって、高村泰徳議員が副議長に当選をされました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議長(村田幸隆議員) ただいま副議長に当選されました高村泰徳議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

ここで、副議長に当選をされました高村泰徳議員から御挨拶があります。

10番、高村泰徳議員。

[副議長(高村泰徳議員)登壇]

副議長(高村泰徳議員) ただいま副議長の、皆さんの推挙によりまして当選させていただきました。

今後は議長を助け、補佐し、そして、1年間、副議長として頑張りたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

(拍手)

議長(村田幸隆議員) ありがとうございます。

それでは、過去1年間副議長として御活躍されました濱中佳芳子前副議長より御挨拶があります。

6番、濱中佳芳子議員。

[6番(濱中佳芳子議員)登壇]

6番(濱中佳芳子議員) 1年間、皆様、どうもありがとうございました。初めての副議長職ということで、皆様には、至らぬことも多かったかと思ひます。議長を初め議員の皆様さまにさまざまな御配慮をいただき、どうにか1年間を過ごすことができました。

議長の補佐として、至らぬことも多かったかなという気はしておりますが、議会運営の中でさまざまな経験をさせていただき、本当にいい経験をさせてもらったと思ひます。これからの、あと、この任期、残り2年間に対しては、自分が副議長をした上で議会運営のさまざまなことを次の副議長にきちんと申し送りをする中で、また議員としてこの議会の発展に寄与できるように頑張っていこうと思ひます。

本当にありがとうございました。

(拍手)

議長（村田幸隆議員） 濱中佳芳子議員におかれましては、1年間副議長を務めていただきまして、まことにありがとうございます。大変御苦勞さまでございました。

ここで休憩をいたしまして、10時55分から全員協議会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、休憩いたします。なお、全員協議会終了後に本会議を再開いたします。

〔休憩 午前10時50分〕

〔再開 午前11時17分〕

議長（村田幸隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

最初に、諸般の報告がございます。

本日提出されました議案第39号を各席上に配付いたしておりますので、よろしくお願いいたします。

報告は以上でございます。

お諮りいたします。

本日提出されました議案第39号「尾鷲市監査委員の選任について」を議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第39号「尾鷲市監査委員の選任について」を日程に追加し、議題といたします。

それでは、地方自治法第117条の規定により、ここで南靖久議員の退席を求めます。

（南議員 退席）

議長（村田幸隆議員） 事務局長をして、お手元に配付の議案を朗読させます。

事務局長。

（事務局長 朗読）

議長（村田幸隆議員） ただいま議題となりました議案につきましては、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） それでは、今回追加提案しております議案第39号「尾鷲市監査委員の選任について」につきましては、本市監査委員は、議会の同意を得て識

見を有する者1名及び議会議員のうちから1名の選任をいただいておりますが、議員のうちから選任されております南靖久氏が辞任されましたが、引き続き南靖久氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村田幸隆議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本議案に対する質疑に入ります。

御質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） 御質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議案第39号「尾鷲市監査委員の選任について」は、人事案件でもあり、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、直ちに採決を行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） 御異議なしと認めます。よって、直ちに採決を行います。

議案第39号「尾鷲市監査委員の選任について」、原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

議長（村田幸隆議員） 起立多数。

起立多数であります。よって、議案第39号は、原案のとおり同意することに決しました。

南靖久議員の入場を求めます。

（南議員 入場）

議長（村田幸隆議員） 次に、日程第4、発議第6号「議会運営委員の選任について」を議題といたします。

事務局長をして、お手元に配付の発議を朗読させます。

事務局長。

（事務局長 朗読）

議長（村田幸隆議員） お諮りいたします。

本件につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、ただいま朗読のとおり、議会運営委員に指名をいたしたいと思っております。これに御異議ございませ

んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村田幸隆議員) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました7名の方々を議会運営委員に選任することに決しました。

次に、日程第5、発議第7号「常任委員の選任について」を議題といたします。事務局長をして、お手元に配付の発議を朗読させます。  
事務局長。

(事務局長 朗読)

議長(村田幸隆議員) お諮りいたします。

本件につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、ただいま朗読のとおり、それぞれの委員に指名をいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村田幸隆議員) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の方々をそれぞれの常任委員に選任することに決しました。

ここでお諮りをいたします。

委員会条例第2条第1項におきまして、議長は議会の同意を得て、常任委員を辞することができる旨、規定をされております。

本規定に基づきまして、私、村田幸隆は、総務産業常任委員を辞任いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村田幸隆議員) 御異議なしと認めます。したがって、私、村田幸隆は、総務産業常任委員を辞任することに決しました。

それでは、ここで暫時休憩をいたし、議会運営委員会、各常任委員会、地方創生まちづくり特別委員会をそれぞれ開催し、正副委員長の互選をしていただきたい。その結果を議長まで御報告をお願いいたします。なお、各委員会終了後、全員協議会を開きますので、よろしくお祈りをいたします。また、全員協議会終了後、本会議を再開いたします。

ここで事務局長から各委員会開催についての説明がございます。

事務局長。

(事務局長 説明)

議長(村田幸隆議員) それでは、暫時休憩いたします。

[休憩 午前 11時27分]

[再開 午後 1時10分]

議長（村田幸隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に各委員会が開催され、議会運営委員会、各常任委員会、地方創生まちづくり特別委員会の正副委員長の互選の結果が届いておりますので、お知らせをいたします。

最初に、議会運営委員会では、委員長に濱中佳芳子議員、同副委員長には小川公明議員であります。

次に、各常任委員会の総務産業常任委員会では、委員長に三鬼和昭議員、同副委員長には榎本隆吉議員であります。

次に、生活文教常任委員会では、委員長に田中勲議員、同副委員長には中平隆夫議員であります。

次に、予算決算常任委員会では、委員長に奥田尚佳議員、同副委員長には中平隆夫議員であります。

次に、地方創生まちづくり特別委員会では、委員長に三鬼孝之議員、同副委員長には小川公明議員であります。

お諮りをいたします。

この際、選挙第3号「紀北広域連合議会の議員の選挙について」、選挙第4号「三重紀北消防組合議会の議員の選挙について」、選挙第5号「東紀州農業共済事務組合議会の議員の選挙について」の選挙計3件を日程に追加し、一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） 御異議なしと認めます。よって、選挙第3号、選挙第4号、選挙第5号の選挙計3件を日程に追加し、一括議題といたします。

事務局長をして、お手元に配付の議案を朗読させます。

事務局長。

（事務局長 朗読）

議長（村田幸隆議員） お諮りいたします。

ただいま朗読の選挙3件につきましては、その選挙の方法を地方自治法第118条第2項の規定による指名推選によりたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）



議長（村田幸隆議員） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

それでは、選挙第3号、選挙第4号並びに選挙第5号の選挙3件の指名の方法は、議長において指名いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、紀北広域連合議会の議員には、田中勲議員、小川公明議員、濱中佳芳子議員、三鬼和昭議員、奥田尚佳議員と私、村田幸隆を指名いたします。

次に、三重紀北消防組合議会の議員には、真井紀夫議員、三鬼和昭議員、奥田尚佳議員と私、村田幸隆を指名いたします。

次に、東紀州農業共済事務組合議会の議員には、三鬼和昭議員と榎本隆吉議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました田中勲議員、小川公明議員、濱中佳芳子議員、三鬼和昭議員、奥田尚佳議員と私、村田幸隆を紀北広域連合議会の議員に、次に、真井紀夫議員、三鬼和昭議員、奥田尚佳議員と私、村田幸隆を三重紀北消防組合議会の議員に、次に、三鬼和昭議員と榎本隆吉議員を東紀州農業共済事務組合議会の議員に、以上の方々を当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、それぞれの議会議員に当選をされました。

ただいま紀北広域連合議会議員、三重紀北消防組合議会議員並びに東紀州農業共済事務組合議会議員に当選されました方々が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。よろしくお祈りを申し上げます。

次に、日程第6、発議第8号「尾鷲市農業委員会の委員の推薦について」を議題といたします。

本件につきましては、推薦の方法については、従来どおり議長において指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定をいたしました。

それでは、事務局長をして、お手元に配付の発議を朗読させます。

事務局長。

（事務局長 朗読）

議長（村田幸隆議員） それでは、農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により、ただいま朗読いたしましたとおり、尾鷲市農業委員会の委員として三鬼和昭議員を指名いたしたいと思えます。

ここで、地方自治法第117条の規定により、三鬼和昭議員の退席を求めます。

（三鬼議員 退席）

議長（村田幸隆議員） それでは、お諮りをいたします。

尾鷲市農業委員会の委員に三鬼和昭議員を推薦したいと思えますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） 御異議なしと認めます。よって、尾鷲市農業委員会の委員に三鬼和昭議員を推薦することに決定をいたしました。

三鬼和昭議員の入場を求めます。

（三鬼議員 入場）

議長（村田幸隆議員） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

以後、会期日程のとおり、あす6月2日火曜日には午前10時より本会議を開きますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会をいたします。

〔散会 午後 1時20分〕